

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
○毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年九月二十八日政令第二百六十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（運搬方法） 第四十条の五 （略） 2 別表第二に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して一回につき五千キログラム以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。 一 厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合には、車両一台について運転者のほか交替して運転する者を同乗させること。 二 車両には、厚生労働省令で定めるところにより標識を掲げること。 三 車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具で厚生労働省令で定めるものを二人分以上備えること。 四 車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を備えること。	（運搬方法） 第四十条の五 （略） 2 別表第二に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して一回につき五千キログラム以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。 一 厚生労働省令で定める距離をこえて運搬する場合には、車両一台について運転者のほか交替して運転する者又は助手を同乗させること。 二 車両には、厚生労働省令で定めるところにより標識を掲げること。 三 車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具で厚生労働省令で定めるものを二人分以上備えること。 四 車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を備えること。